

第2節 環境への負荷が少ない健康的で安心な暮らしの確保(健康)

1 自動車公害の防止

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

- ① 平成22年度までに二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)の環境保全目標を達成します。
- ② 平成22年度までに自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NO_x・PM法)の対策地域における自動車排出窒素酸化物(NO_x)の総量を16,450トン/年、自動車排出粒子状物質(PM)の総量を740トン/年まで削減します。
- ③ 道路に面する地域において、環境騒音の環境保全目標を概ね達成します。

【基準年の状況】

- ① 「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の基準年度である平成9年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率は、それぞれ66.4%、33.3%でした。
- ② 平成9年度の対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量は27,260トン/年、自動車排出粒子状物質の総量は3,170トン/年でした。
- ③ 国では、数次にわたる自動車1台ごとの単体規制の強化が行なわれている。また、府内の道路管理者及び関係機関による大阪府道路環境対策連絡会議において、道路交通騒音の深刻な地域における沿道環境対策の実施方針(平成9年度「大阪府域の沿道環境対策について」)が策定され、遮音壁や低騒音舗装等の道路構造対策、道路網整備や交通管理・規制等の交通流対策を推進した。

騒音規制法に定められた要請限度を超過する地域の解消には至らず、平成13年度の面的評価による道路に面する地域における環境保全目標の達成率は71.0%でした。

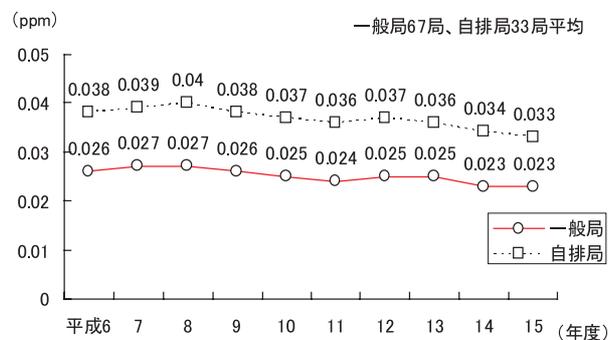
【現状】

- ① 二酸化窒素の年平均濃度は横ばいまたは緩やかに減少しており、平成15年度の環境保全目標の達成率は、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)で100%、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)で78.9%、一般局及び自排局を合わせた全測定局で92.7%でした。

浮遊粒子状物質の年平均濃度は減少しており、平成15年度の環境保全目標の達成率は一般局、自排局とも、初めて100%となりました。

ただし、環境保全目標の達成率は、気象等の影響により年度による変動があるため、今後も環境保全目標の達成維持に向けた総合的な諸施策を計画的に推進する必要があります。

図-21 二酸化窒素濃度(年平均値)の推移



(注) 10年間継続して測定を行い、かつ各年度の測定時間が6,000時間以上の測定局を用いた。

- ② 府域の自動車保有台数は、乗用車が増加する傾向にありますが、環境負荷の大きいディーゼル車の割合は減少してきており、平成14年度では、対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量は22,010トン/年まで削減されました。
- ③ 関係機関の連携のもと道路構造対策、沿道環境対策及び交通流対策を実施しました。

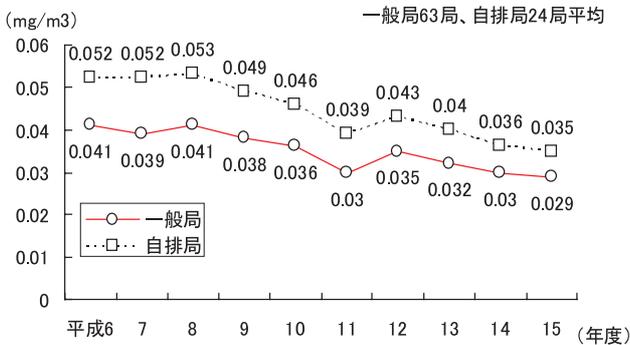
平成 15 年度における面的評価による大阪府域（大阪市を除く）の道路沿道の環境保全目標達成率は 78.2%であり（平成 14 年度：77.6%）、ほぼ横ばい状態でした。

なお、要請限度値との比較でも特に夜間に超過する地域は多数存在していることから、今後も低騒音舗装の敷設などの道路構造対策をはじめ諸対策の継続・強化が必要となっています。

図-22 二酸化窒素の環境保全目標達成状況（平成 15 年度）

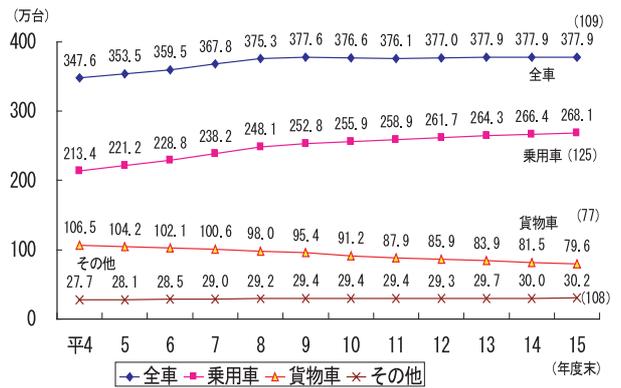


図-23 浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の推移



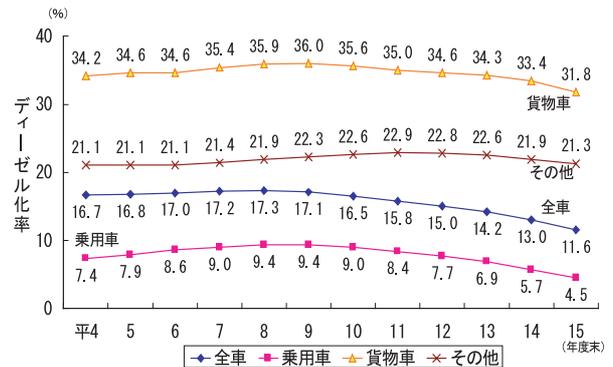
(注) 10 年間継続して測定を行い、かつ各年度の測定時間が 6,000 時間以上の測定局を用いた。

図-24 自動車保有台数の推移



(注) 1 国土交通省調べ
 2 () 内は平成 4 年度を 100 とした指数を示す。
 3 乗用車：普通・小型・軽乗用車
 貨物車：普通・小型・小型三輪・軽貨物車及び被牽引車
 その他：乗合車・特殊用途車、二輪車

図-25 ディーゼル化率の推移



(注) 国土交通省調べ

(2) 平成 15 年度に講じた施策

① 自動車排ガス対策

■ 総量削減計画の推進

自動車排出窒素酸化物等の総量削減に係る各種の対策を、府をはじめとする多様な主体の緊密な協力の下で総合的かつ強力に推進していくため、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を平成 15 年 7 月に策定するとともに、当該計画に基づき天然ガス自動車等の低公害車の普及促進、輸送効率の向上などによる自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を関係機関等と連携して実施しました。

■ 低公害車等の普及促進

天然ガス自動車などの低公害車や京阪神六府

県市指定低排出ガス車「LEV-6」^{※4}を普及するため、補助金や融資制度の運用を行うとともに、公用車への低公害車等の率先導入（103台）や天然ガススタンド等のエコ・ステーション整備への補助（3か所）等を実施しました。

※4 ガソリンやLPGなどの通常の燃料を使用する自動車のうちでも窒素酸化物や粒子状物質などの大気汚染物質の排出量の少ない自動車です。平成8年度から京阪神の6府県市で指定し、普及に努めています。

図-26 指定LEV-6車証



■ 事業者に対する指導の強化

自動車NOx・PM法に基づき、30台以上の自動車を使用する事業者に対して、自動車使用管理実績報告書等を提出させ窒素酸化物等の排出抑制を促すとともに、低公害車の導入や車両走行量の削減に関して、事業者セミナーの開催や公安委員会の安全運転管理者講習会における啓発を行いました。

また、平成14年度から本庁及び警察本部において導入している「グリーン配送」を、平成15年9月から全出先機関に拡大しました。

② 交通流・交通量対策

■ 交通需要マネジメント(TDM^{※5})施策の推進

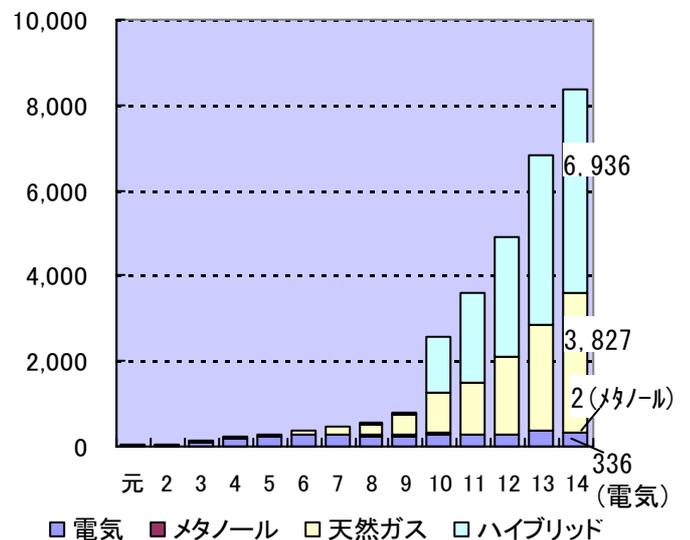
公共交通の利用を促進するため、パーク・アンド・ライドの拡充、レンタサイクルの普及促進等、駅へのアクセス強化に取り組むとともに、有料道路の有効活用による一般道路の渋滞緩和のため、阪神高速道路の料金割引の社会実験を実施しました。

また、11月をTDM推進キャンペーン(OSAKA「渋滞解消大作戦!」推進キャ

ンペーン)月間に位置づけ、交通フォーラムなど多くの府民が参画できる取り組みや、企業と連携した「事業所交通マネジメント」や小学校の総合学習の時間を支援する「子供すくすく学習プラン」を活用したTDM・環境総合学習に取り組みました。

※5 TDM(交通需要マネジメント)…時間、経路、交通手段の選択や自動車の利用方法などの交通行動を変更することにより、都市あるいは地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法の体系のこと。

図-27 低公害車普及状況(大阪府)



■ するっと交差点対策の実施

即効性のある短期的な渋滞対策である“するっと交差点対策”の実施予定76箇所のうち、35箇所において、右折レーンの設置や延伸等の対策に着手し、平成15年度内に19箇所の対策が完了しました。

整備効果として、交差点通過時間が大幅に短縮されるなど慢性的な交通渋滞が改善されています。

図—28 「するっと交差点対策」の事例



③ 自動車騒音対策

■ 自動車騒音・振動対策の実施

関係諸機関の連携のもと、低騒音舗装の敷設・路面の補修などの道路構造対策、緩衝空間の確保などの沿道環境対策及び一方通行の交通規制・最高速度規制などの交通流対策など各種対策を実施しました。

表—29 府域の遮音壁、低騒音舗装の設置状況 (平成15年度)

| 道路構造対策の種別 | | | 対策の実施状況 (m) |
|-----------|-----|------|-------------|
| 遮音壁 | 新型 | 新設 | 2,376 |
| | | 既存改良 | 1,637 |
| | 従来型 | 新設 | 9,267 |
| | | 既存改良 | 2,643 |
| 低騒音舗装 | 新設 | | 81,428 |
| | 再舗装 | | 10,024 |

2 廃棄物の適正処理

(1) 主な目標と現状

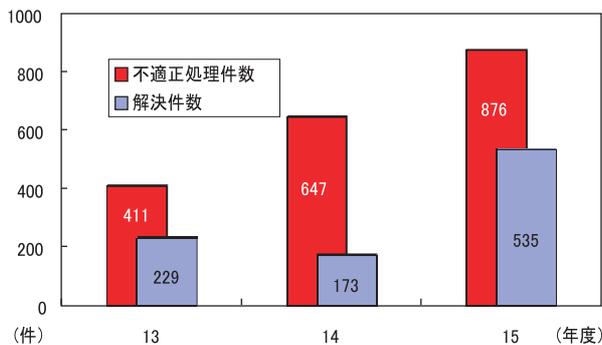
【主な目標】

大阪をきれいな環境都市とすることを目指し、不法投棄等の撲滅に向けた取り組みを重点的に進めます。

【現 状】

府内では、産業廃棄物の野外焼却・野積み・不法投棄などの不適正処理が依然として増加傾向にあり、行政の監視が行き届かない夜間や早朝、休日、また、極めて短期間に行われるなど、その手口が悪質・巧妙化しています。

図-30 産業廃棄物の不適正処理件数



(2) 平成15年度に講じた施策

■ 産業廃棄物の不適正処理のぼく減

産業廃棄物の適正処理や産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の徹底など、排出事業者や処理業者を指導・監督するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発により不適正処理の未然防止を図りました。

また、市町村の推薦による不法投棄監視連絡員（12名）の委嘱に加え、平成15年度から不適正処理事案を専属に担当する組織として現職の警察官5名を含む14名の職員からなる「不適正処理対策グループ」を設置するなど、警察や市町村などと連携した監視パトロール体制の強化を図り、不適正処理のぼく減に努めました。

さらに、「大阪府循環型社会形成推進条例」

に基づき、自ら排出した産業廃棄物の保管の届出指導を行うとともに、立入検査により廃棄物処理法に基づく保管に係る基準の遵守状況の確認、同条例に基づく帳簿の整備等の確認を行いました。

■ PCB廃棄物対策

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正な保管・処理を推進するため、平成16年3月に「大阪府PCB廃棄物処理計画」を策定し、事業者に対して適正保管を指導するとともに、近畿ブロック関係府県市と協力し、環境事業団が大阪市内に建設するPCB処理施設の整備^{※6}を促進しました。また、環境事業団が運営する中小企業のPCB処理を支援するための基金^{※7}に拠出しました。

※6 平成16年4月1日をもって、環境事業団は解散し、日本環境安全事業(株)に事業承継。

※7 平成16年4月から独立行政法人環境再生保全機構に事業承継。

表-31 大阪府域におけるPCB廃棄物の保管状況（平成14年3月31日現在）

| | 保 管 中 |
|-----------|----------|
| 高 圧 機 器 | 25,982台 |
| 低 圧 機 器 | 938,029台 |
| そ の 他 機 器 | 113,954台 |
| 廃 油 等 | 49,274トン |

(注)「廃油等」において、体積で計上されたものは、1L=1kgとして重量に換算

表-32 環境事業団によるPCB広域処理^{※6}

| | |
|------|------------------|
| 対 象 | 近畿2府4県の高圧機器 |
| 処理能力 | 2.0トン/日 |
| 設置場所 | 大阪市此花区北港白津二丁目 |
| 実施時期 | H18年8月～27年3月(予定) |

3 水環境の保全

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

2010（平成 22）年度までに生活排水処理率を 100%にし、河川の水質環境保全目標は、水質環境基準（BOD）を概ね達成することなどを目標に、水質汚濁の主な原因である生活排水の処理について重点的に対策を進めます。

また、大阪湾の水質保全については、2004（平成 16）年度にCODの排出量を 95 トン/日まで削減することなどを目標にして、水質総量削減計画の推進に努めます。

【計画策定時の状況】

河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の環境保全目標は、約 6 割の河川で達成しました。

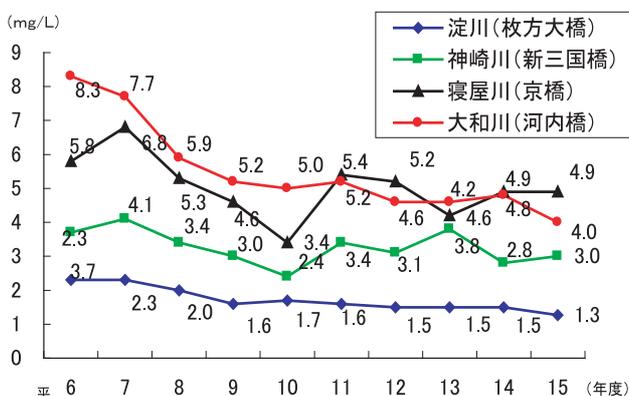
また、大阪湾の水質は、海域の代表的な汚濁指標である化学的酸素要求量（COD）等の環境保全目標について、湾奥部等で達成・維持しているものの、他の海域では未達成でした。

【現状】

河川のBOD濃度は 10 年間でみると改善の傾向が見られ、平成 15 年度のBODの環境保全目標達成率は 66.3%でした。

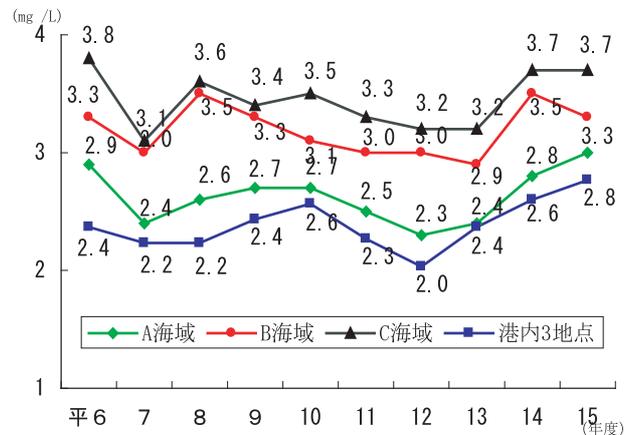
また、大阪湾のCOD濃度は平成 13 年度よりやや増加傾向が見られ、平成 15 年度の環境保全目標の達成率は 40.0%でした

図－33 府内主要河川におけるBOD（年平均値）の推移



図－34 大阪湾のCODの推移

(大阪府測定点・表層年平均値)



(2) 平成 15 年度に講じた施策

①水循環の再生

■ 寝屋川流域清流ルネッサンスⅡ

浄化用水の導水や浄化浚渫・植生浄化などにより、寝屋川流域の水環境の改善を図るとともに水辺環境の整備を行っています。

流域 11 市による寝屋川流域協議会において、水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)の策定に向けた検討を行うとともに、河川事業として、恩智川治水緑地における植生浄化の検討を行い工事に着手しました。

② 水環境の保全

■ 「大阪府生活排水処理実施計画」の推進

平成 15 年 3 月に策定した「大阪府生活排水処理実施計画」に基づき、地域特性に適した、効率的かつ効果的な生活排水処理施設の整備を推進するため、技術的指導を行うなど市町村による生活排水処理計画の策定、見直しを促進しました。

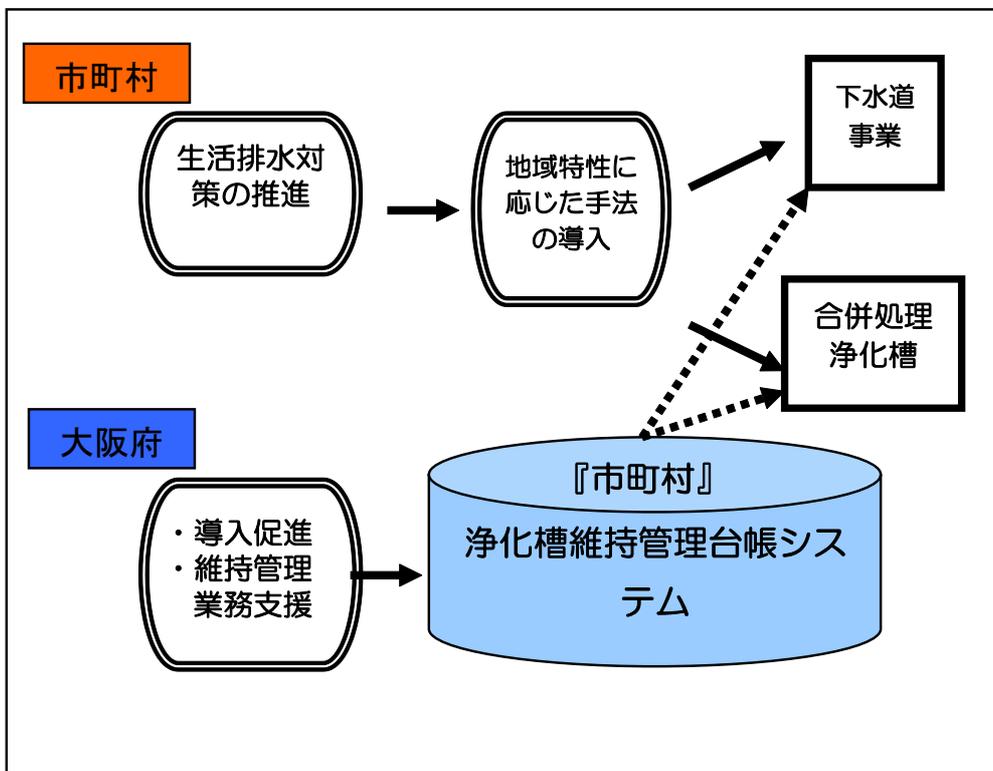
■ 浄化槽市町村整備推進事業の導入促進

平成 22 年度の生活排水 100%処理達成という目標に向けて、合併処理浄化槽について市町村との情報共有化を図り、既存施設を活用した効率的な生活排水対策が必要であるため、浄化槽の設置データと地図情報をリンクさせた

「管理台帳システム」を構築し、各市町村に提供しました。これにより、今後、浄化槽市町村

整備推進事業（国庫補助）の導入の進展が期待されます。

図-35 浄化槽維持管理台帳システム



■ ゴルフ場農薬対策

上水道水源を中心にゴルフ場排水の検査を行い農薬の流出状況を監視するとともに、ゴルフ場で使用される農薬が周辺環境へ影響を及ぼさないよう指導しました。

■ 大阪湾の再生

国と関西9府県市により、「大阪湾再生推進会議」を平成15年7月に設置し、「魚庭(なにわ)の海」の回復に向けて、国の環境基準を上回る水質指標の設定、湾奥部を中心とした重点対策エリア等の設定、陸域負荷削減策などの施

策推進を内容とした「大阪湾再生行動計画」を平成16年3月に取りまとめました。また、海への関心を高めるため、「コンブ養殖による水環境改善実験」など、市民参加型の社会実験を実施しました。

■ 藻場・干潟の造成

大阪湾における海域環境の保全に資するため、平成15年度は、魚介類の産卵、稚魚の成育及び水質浄化の場として機能する藻場約1.4haを、阪南市地先に造成しました。

図-36 藻場・干潟の創造などをはじめとした大阪湾再生に向けての各種施策



4 環境リスクの低減・管理

(1) 主な目標と現状

【目標】

2005（平成 17）年度までにダイオキシン類の排出量を 2000（平成 12）年度比で約4割削減し、環境保全目標を達成することなどを目標に、事業者の自主管理の改善による排出抑制を促進します。また、環境リスクの高い化学物質について排出量を削減します。

【計画策定時の状況】

2000（平成 12）年度の府内でのダイオキシン類の排出量は 89.4g でした。

【現状】

平成 15 年度末における府内でのダイオキシン類の排出量は 18.5g で、平成 12 年度比で約 79.3%削減しました。ダイオキシン類の環境濃度は、大気、海域水質、地下水、土壌については環境保全目標を達成していましたが、河川水質では 72 地点中9地点で、河川底質では 70 地点中6地点で、海域底質では12地点中1地点で、それぞれ環境保全目標を達成していませんでした。

また、府域におけるPRTTR法^{※8}に基づく平成 14 年度の化学物質の排出量は 50,357 トンで、全国の約 5.7%を占めていました。

※8 PRTTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)…有害性のおそれがある化学物質について、事業者の自主的な管理を促進し、環境汚染の未然防止を目指した制度のこと。一定の業種や要件に該当する事業者が届出対象となり、届出の集計と届出対象外の発生源の推計により、環境への排出量を算出している。

(2) 平成 15 年度に講じた施策

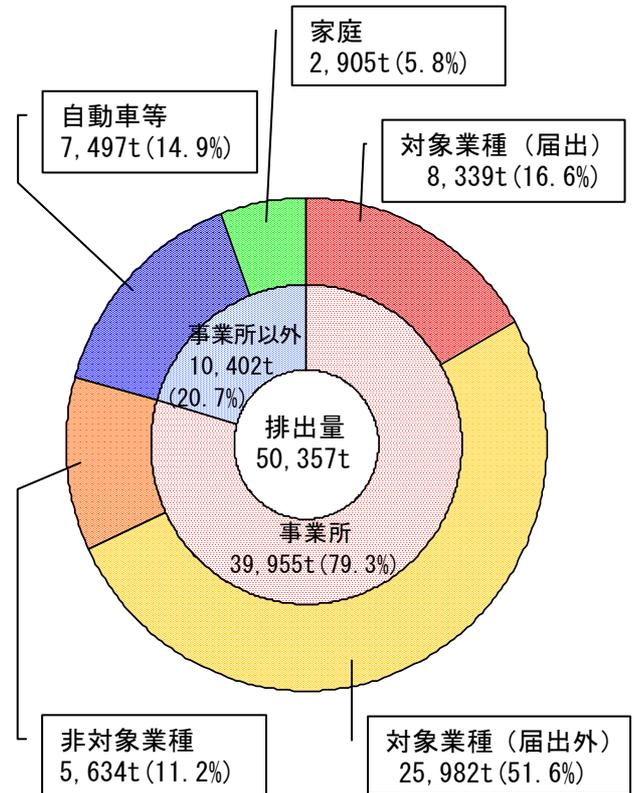
① 有害化学物質の排出削減

■ 化学物質対策の推進

PRTTR法に基づき、事業者から化学物質の排出量等の1,642件の届出を受け、国へ送付した後、とりまとめられたデータを活用し、府域の実態に即した集計を行い、ホームページなどで公表しました。

また、事業者に対して、化学物質の排出抑制のため、処理施設の設置や適正管理などの助言等を行いました。

図-37 大阪府域における環境への排出量
(平成14年度分の集計結果)



② 地盤環境の保全

■ 土壌・地下水汚染対策の推進

土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法の施行に加え、府域の実情に即した土壌汚染対策を規定し改正した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 16 年 1 月施行）について、関係団体への説明やパンフレットなどにより周知を図りました。

また、同条例に基づき、土地の所有者等に対する指導を行いました。